

## 政策 4 - 1

### 1. 政策名

透明・公正なルールの整備

### 2. 政策の目標

(目標)

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることにより、その議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(業績指標) 金融審議会の実施状況  
法令等審査件数

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条) 現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要であり、これにより金融行政における透明・公正なルールの整備・運用を実現していくこととしています。

また、金融庁所管法令の制定・改廃を行う際には、その適切さを確保するため、事前に、法令担当部署に対して第三者的な立場にある審査担当部署において、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよう規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、確実なチェックを行うこととしています。

### 3. 現状分析及び外部要因

我が国の金融システムを取り巻く環境は変化が激しく、新たなルール整備やその改定の必要性は増大しています。これに伴い、金融審議会の適切な運用に係るニーズも高まっています。

金融審議会の運営にあたっては、平成 11 年 4 月 27 日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」や、金融審議会令、金融審議会議事規則等、審議会関係諸規定を遵守する必要があります。

また、近年の急速な金融取引の発展及び自由化の要請を背景に、金融制度の自由化や効率化、公正かつ効率的な市場を実現するためのルール作り等、諸制度の変革の必要性を受け、当庁所管法令について新法令の制定や既存法令の改廃を数多く行っていく必要があります。

#### **4. 事務運営についての報告及び評価**

##### (1) 事務運営についての報告

###### 金融審議会の適切な運営

平成 13 事務年度における金融審議会の主な開催実績は、以下のとおりです。

第一部会（第 1 回（平成 13 年 10 月 3 日開催）～第 3 回（平成 14 年 2 月 15 日開催））

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等といった大きな切り口から議論を深めることとしており、平成 13 事務年度には、「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」及び「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」の 2 つの報告を取りまとめました。

第二部会（第 8 回（平成 13 年 9 月 21 日開催）～第 10 回（平成 14 年 3 月 19 日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する事項として、金融機能の向上に関する諸問題、国民のニーズに応えた金融インフラの整備、保険会社をめぐる総合的な検討、国際的な観点も踏まえた金融機関監督などについて議論することとしており、平成 13 事務年度には、「生命保険をめぐる諸問題への対応 - 今後の進め方 - 」及び「生命保険をめぐる対応策」をとりまとめました。

特別部会（第 6 回（平成 13 年 10 月 5 日開催））

特別部会においては、金融分野における個人情報保護等の在り方について審議することとしています。現在国会において継続審議中の「個人情報の保護に関する法律案」（以下「基本法」という。）が成立すれば、個人情報保護の基本的枠組みが整備されるものと考えられるため、今後の金融分野の個人情報保護のあり方については、基本法の検討状況を注視しつつ検討を行っています。

金利調整分科会（第1回（平成14年2月25日開催））

金利調整分科会においては、金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行っており、平成13事務年度には、平成14年4月のペイオフ解禁を踏まえ、その後も1年間は全額保護される流動性預金について、モラルハザードの発生を抑制するため金利の上限を規制することについての答申を行いました。（平成14年10月8日の竹中金融担当大臣談話において、不良債権処理の加速化に全力で取り組むため、ペイオフ解禁の実施は平成17年4月からとするとされました。）

また、審議会の議事は原則公開とし、また議事録や議事要旨、席上配布資料を金融庁ホームページに掲載する等、その議論の透明性が確保されるよう努めました。

適切な法令審査・法令解釈

平成13事務年度においては、新法令の制定23件（法律4件、政令9件、内閣府令等10件）、既存法令の改定118件（法律7件、政令23件、内閣府令等88件）が行われました。

これらの審査において、とりわけ新法令の制定については、早い段階から担当部局との情報交換を行い、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよう規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、度重なるチェックを行いました。他方、既存法令、とりわけ内閣府令等の改定において、通常の方法に用いられていない金融取引に係る専門的な文言を用いた規定を設ける必要がある場面が多く見られ、できるだけ解釈に疑義が生じないような表記となるよう担当部局と調整しました。

また、規制に係る政省令の制定・改廃については、原則としてパブリックコメント実施前から審査を行うことにより、パブリックコメントの実効性を担保し、政省令の策定過程における透明・公正性の確保にも配慮しました。

## （2）評価

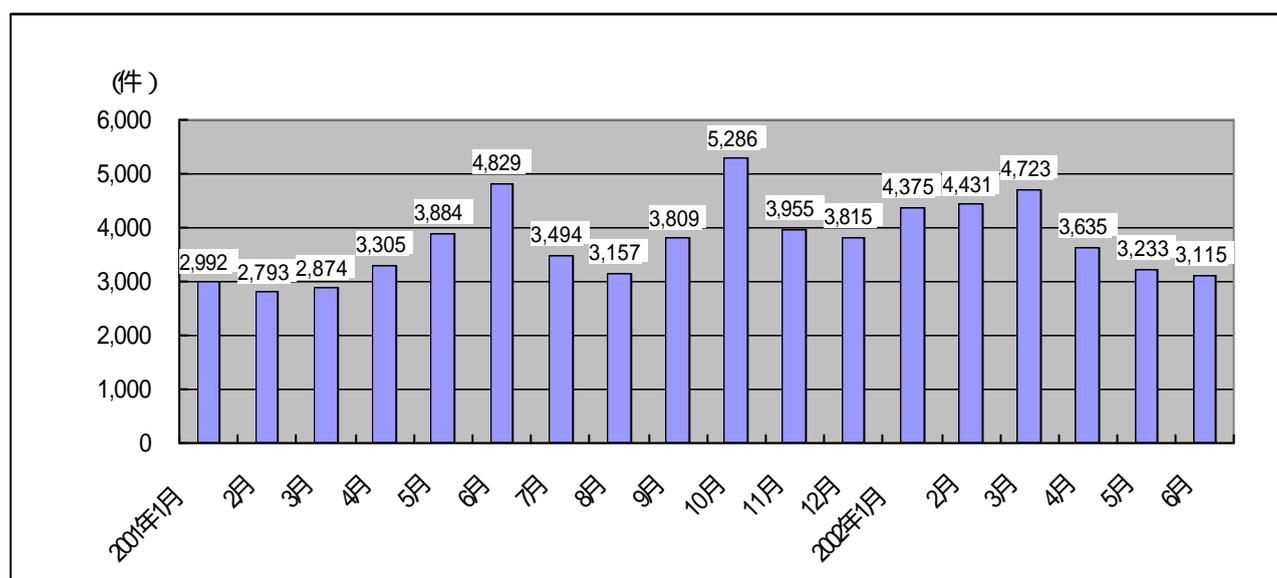
金融審議会の適切な運営

前述（1）のとおり、平成13事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから（第一部会3回開催、第二部会3回開催、特別部会1回開催、金利調整分科会1回開催等）、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会の議事は原則公開としており、また金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも13事務年度において月平均で約3,920件に上っている

ことから（金融審議会が現在の体制となった平成 13 年 1 月以降同年 6 月までのアクセス数は月平均で約 3,450 件）、審議会の議論の透明性は相当程度確保されたものと考えます。

#### 【資料 4 - 1 - 1 金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセス数の推移】



#### 適切な法令審査・法令解釈

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

これらを踏まえると、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

## 5. 今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。

一方、法令審査につきましては、本年 8 月 6 日に公表した「証券市場の改革促進プログラム」に見られるように、今後、金融を巡る様々な制度の改正を行っていくことが予定されており、それを受けて当庁所管の法令も制定及び改廃を多数行っていく必要があること

が予想されます。

今後は、一層早い段階から担当部局の動向を把握することにより十分な審査時間を確保すること、担当部局との情報・意見の交換を綿密に行い連携の取れた審査体制を確立することの2点に特に留意し、引き続き着実な法令審査を実施していく必要があります。

## **6．当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融をめぐる様々な制度改革に対応した法令審査体制の確立に努めてまいります。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果把握方法及び評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融審議会や法令審査の実施状況、及び金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会の開催実績
- ・金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移
- ・法令審査の実績

## **9．担当部局**

総務企画局企画課